

## 奈井江町学びの継続支援事業 募集要項

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、大学等に在学する学生の学びの機会を喪失することのないよう、学びを支える世帯に対して、在学する学生の人数によって、国公立大学の授業料相当額（前期分）の1/3又は1/2の額を支援する。

### 2. 支援の対象

次の(1)から(3)のすべての項目と(4)または(5)の該当する者。

- (1) 令和3年4月1日時点において、奈井江町の住民記録台帳に登録されている者
- (2) 申請日時点において、生計を一にしている世帯の中に国内の大学（専攻科、別科、大学院及び短期大学を含み、通信教育は含まない。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）、専門学校（「専門士」の称号が付与される過程に限る）に在学している者（以下「学生」という。）がいる者
- (3) 世帯全員において町税等の滞納がない者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を一にしている世帯全員の収入の合計が、令和3年1月～6月までの期間の一月において、前々年又は前年同月と比較して20%以上減少した世帯の者  
※「生計を一にしている」とは、世帯を分けていても同じ住宅（場所・住所等）に住んでいる、別居していても生活費・学費等を送金している、日常の起居は共にしていなくても勤務・修学等の余暇には起居を共にしている場合を指します。
- (5) 住民税非課税世帯の者

### 3. 支援の内容

学生の人数によって次の額を支援する。

- (1) 学生が1人の場合 90,000円
- (2) 学生が複数いる場合 2人目以降の子1人につき 135,000円

### 4. 申請方法

別紙申請書に次の書類を添付の上申請する。

- (1) 本人確認書類の写し（住所・氏名・顔写真が確認できるもの：運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本カードなど）
- (2) 学生の在学が確認できる書類（学生証の写し又は在学証明など）
- (3) 生計を一にしている世帯全員の収入の合計が、令和3年1月～6月までの期間の一月において、前々年又は前年同月と比較して20%以上減少したことがわかる書類

- (4) 振込を希望する金融機関の通帳の写し（申請者本人名義のもの）
- (5) 学生との関係が住民記録台帳において確認できない場合は、関係が確認できる戸籍謄本等
- (6) その他、申請の審査に必要となる書類。

5. 申請期間

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）

6. 申請先

奈井江町教育委員会教育支援係（TEL 0125-65-5381）